

住民基本台帳に関する事務及び地方税に関する事務に係る  
特定個人情報保護評価書の一部変更について

住民基本台帳事務及び税務事務における個人番号（マイナンバー）の利用に関し、次期住民情報システムの構築に伴い、特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステム及び業務の委託先等が変更となることから、特定個人情報保護評価書の一部を変更する。

1 特定個人情報保護評価書

特定個人情報保護評価書は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）において、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）を保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等に与える影響を予測した上で、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることを宣言した評価書であり、区ホームページ及び個人情報保護委員会ホームページにおいて公表している。

2 一部変更を行う特定個人情報保護評価書

(1) 評価書の名称

「住民基本台帳に関する事務 特定個人情報保護評価書」

「地方税に関する事務 特定個人情報保護評価書」

(2) 一部変更の内容

特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムの名称、業務の委託先、再委託の有無等

3 パブリック・コメントの実施

一部変更を行う評価書の素案について、広く区民等の意見を求める。

(1) 実施時期

平成30年7月20日（金）～平成30年8月19日（日）

(2) 公表方法

ホームページ及び閲覧（区民活動センター15か所、区政資料センター、戸籍住民担当及び税務担当）。なお、区報（7月20日号）・区ホームページにより区民へ周知を行う。

4 パブリック・コメント後の手続

パブリック・コメントによる区民等の意見を反映した案について、個人情報保護審議会の点検を受ける（第三者点検。実施予定は平成30年9月）。

第三者点検が終了し確定した評価書を国（個人情報保護委員会）へ提出するとともに、区ホームページで公表する。